第３回　地方独立行政法人たつの市民病院機構評価委員会
－次　第－

日　時　　令和元年１０月４日（金）
　　午後２時３０分から
場　所　　たつの市役所第３委員会室

１　開　　会

２　委員長あいさつ

３　協議・報告事項
（１）地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標について（報告）
（２）地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画について（協議）

４　その他
（１）今後のスケジュール

５　閉　　会

【議題】

第3回　地方独立行政法人
たつの市民病院機構評価委員会資料

議題1　地方独立行政法人たつの市民病院機構
中期目標について（報告）　（P1～5）
議題2　地方独立行政法人たつの市民病院機構
中期計画について（協議）　（P6～20）

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標

前文

たつの市民病院（以下「市民病院」という。）は、たつの市南部に位置する御津町において、前身の公立御津病院として昭和２７年４月の開院以来半世紀以上にわたり、救急医療を始めとする政策医療を担うとともに、地域住民が安心できる医療の提供をしてきた。平成２４年には、新病院の建て替えとともにその呼称を現在の「たつの市民病院」と改め、急性期病棟と回復期リハビリテーション病棟の両者を併せもつ市内で唯一の病院として、「市民に必要な医療の提供」、「地域包括ケアシステムへの貢献」、「健全な経営」を基本方針として、病院運営に取り組んできたところである。

しかし、市民病院の経営面においては、元来からの厳しい経営状況に加え、新病院建設に伴い診療機能に見合わない医療機器整備への高額な投資や医療環境の変化等も相まって深刻な赤字を招き、市は多額の繰出しを行う状況となった。こうした状況を打破するため、平成２７年から抜本的な経営改革を推し進めた結果、大幅に経営が改善され経営危機は乗り越えつつあるものの、今後の地域医療を取り巻く環境が中長期的に大きく変化し続けることが予測される中、病院を安定的に運営し、地域において果たしている役割を長期的に維持していくことが、市民病院における最大の課題であった。

このような中、市民病院の今後の経営形態について検討するため、平成３０年５月にたつの市民病院経営形態検討委員会を設置し、議論を重ねた結果、経営の自由度が高く、職員の処遇面での変化を最小に留めることができることから「地方独立行政法人化が適当」との答申書が同年９月に提出された。その答申を受け、市は市民病院の経営を地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）に移行することとし、平成３１年３月にはたつの市議会にて市民病院機構の定款について議決を得た。

今後、市民病院機構は、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、現在、推進している安定的な救急医療の提供、在宅医療を中心とした切れ目のない医療サービスの提供等地域医療構想を踏まえた市民病院が担うべき役割を確実に果たすとともに、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特徴を生かし、長期的かつ安定的に運営するために、組織一体となって経営改革に向けて、真摯に取り組まなければならない。

市は、ここに市民病院機構が達成すべき業務の目標とする中期目標を定めるものとし、この中期目標を確実に達成するための具体的な中期計画の策定及び進捗管理を求める。

第１　中期目標の期間

中期目標の期間は、令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの４年間とする。

第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

（１）　地域医療構想を踏まえた医療の提供

兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。

（２）　救急医療の安定化

地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。

（３）　地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

今後とも急速な高齢化の影響が避けられないことから、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすこと。

特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。

（４）　へき地医療の提供

室津地区における医療については、安定的に確保すること。

（５）　予防医療の充実

市民病院の設備及び人員を生かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。

（６）　災害時の対応

市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。

（７）　播磨姫路圏域における連携強化

市民病院を含む播磨姫路圏域において、市民病院の診療圏における近隣病院や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を維持及び強化すること。また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏における地域医療体制の充実を図ること。

２　地域住民や患者が安心できる医療の提供

（１）　医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全は、単にマニュアルを遵守するだけではなく、Total Quality Management※の手法を取り入れ、市民病院機構全体における医療安全及び医療サービスの質の向上を目指すこと。

※　Total Quality Management（全体的品質管理）：企業・組織における経営の“質”向上に貢献する管理技術、経営指標。組織全体で、医療・サービスの質を継続的に向上させる取組を行うこと。

（２）　患者満足度の向上

入院患者に対して病状の回復に専念できる快適な環境の提供や外来患者の受診待ち時間及び検査の待ち時間の短縮等、患者満足度の向上に繋がる取組を行うこと。

（３）　職員の接遇向上

職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。

（４）　市民への情報発信

健康意識の向上や市民病院機構への理解を深めるため、市民向けの講座の実施等市民や患者へ必要な情報を積極的に発信すること。

３　医療の従事者の確保と育成

（１）　医療従事者の確保

地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、関連大学への派遣依頼、人材紹介会社の活用等を行い、医師の確保を図ること。また、看護師を始めとした医療従事者についても、看護学生の臨地実習を積極的に受け入れる等の取組を行い、確保を図ること。

（２）　医療従事者の育成

医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

１　組織ガバナンスの確立

（１）　効率的な組織体制と専門職員の確保

弾力的な人員配置を実施し、市民病院機構を効率的に運営する組織体制を整備すること。

また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。

（２）　目標管理のモニタリングと評価

経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を常に行うとともに、継続して実施できる体制を構築すること。

（３）　コンプライアンスの徹底

医療法（昭和２３年法律第２０５号）、地方独立行政法人法（平成１５年法律

第１１８号）その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。

（4）　リスクマネジメント体制の整備

個人情報保護や情報セキュリティ対策等の市民病院を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制を整備すること。

２　職員の士気の向上

（1）　職員の意識改革

職員全体の意識改革を行うため、基本方針や中期計画・年度計画について職員に浸透させる取組を行うこと。また、経営戦略目標に基づく目標管理とモニタリングについて全職員が情報を共有できる体制を構築し、職員の意識改革を図ること。

（2）　働きやすい職場環境の確保

ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制を構築すること。

（3）　人事制度・給与体系の構築

職員の給与は、勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　収入の増加・確保

（1）　病床利用率・診療単価の向上

診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。

（2）　医療環境の変化への対応

法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。

２　経費削減・抑制

（1）　施設管理の強化

施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。

（2）　医療機器の適正な管理

医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。

（3）　材料費の抑制

医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。

（4）　人件費の適正化

市民病院機構の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件費の適正化を図ること。

（5）　効率的な予算執行

予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活用し、効率的な予算執行を図ること。

（6）　契約方法の見直し

地方独立行政法人のメリットを生かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。

３　経営基盤の強化

（1）　中期目標期間の経営

理事長のリーダシップの下、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立すること。また、中期目標の確実な達成を目指し、目標管理のモニタリングと評価を徹底し、経常収支比率及び医業収支比率を向上させること。

（2）　運営費負担金

運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切に反映すること。

第５　その他業務運営に関する重要事項

１　附帯事業

附帯事業として実施する介護老人保健施設ケアホームみつ、訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所等の在り方について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で検討すること。

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画について

1　概要

<table>
<tr><td>定　義</td><td colspan="2">・中期計画とは、地方独立行政法人法（以下「法」）第 26 条に基づき、地方独立行政法人の設立団体の長（市長）が指示した中期目標を達成するため、地方独立行政法人が作成する計画。市長の認可を必要とし、認可に当たっては予め議会の議決を必要とする。地方独立行政法人は、認可を受けたときは、その中期計画を公表しなければならない。
・年度計画とは、法第 27 条に基づき、地方独立行政法人が認可された中期計画に基づき、設立団体の規則で定めるところにより作成する事業年度の業務運営に関する計画。
　作成後、設立団体の長へ届け出るとともに、公表しなければならない。</td></tr>
<tr><td>スケジュール</td><td colspan="2">中期目標を受け、病院にて案を作成 ➡ 評価委員会で案を検討 ➡ 臨時議会又は専決処分 ➡ 市長による認可 ➡ 病院において公表
【R1.7　～　R2.1】　　【R2.4.1】</td></tr>
<tr><td rowspan="10">中期計画の記載事項</td><td>項　　目</td><td>根拠法</td></tr>
<tr><td>住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>法第 26 条
第 2 項第 1 号</td></tr>
<tr><td>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>法第 26 条
第 2 項第 2 号</td></tr>
<tr><td>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</td><td>法第 26 条
第 2 項第 3 号</td></tr>
<tr><td>短期借入金の限度額</td><td>法第 26 条
第 2 項第 4 号</td></tr>
<tr><td>出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>法第 26 条
第 2 項第 4 の 2 号</td></tr>
<tr><td>前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td><td>法第 26 条
第 2 項第 5 号</td></tr>
<tr><td>剰余金の使途</td><td>法第 26 条
第 2 項第 6 号</td></tr>
<tr><td>料金に関する事項</td><td>法第 83 条
第 2 項　※特例</td></tr>
<tr><td>その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</td><td>法第 26 条
第 2 項第 7 号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公営企業型地方独立行政法人に関する特例</td><td>料金に関する事項を中期計画に定めなければならない。</td><td>法第 83 条第 2 項</td></tr>
<tr><td>設立団体の長（市長）による認可に際し、議会の議決が必要</td><td>法第 83 条第 3 項</td></tr>
<tr><td>剰余金を中期計画に定める使途に充てる場合には、市長の承認を要しない。</td><td>法第 84 条</td></tr>
<tr><td>年度計画の記載事項</td><td>設立団体の規則で定める事項
（中期計画に定めた事項に関し、事業年度で実施すべき事項）</td><td>法第 27 条
第 1 項</td></tr>
<tr><td>「新公立病院改革プラン」との関係</td><td colspan="2">地方独立行政法人が、地独法に基づく中期計画を策定している場合、「新公立病院改革ガイドライン」で要請している事項のうち、不足している部分を策定するよう規定</td></tr>
</table>

２　策定方針

（１）中期計画の骨子

中期目標に基づき、地独法で規定する事項及び設立団体の規則で定めるところにより、中期計画の骨子は次のとおりとする。

中期計画の骨子		記載内容	根拠
前文		中期計画の作成方針 重要項目　等	中期目標：前文
第１	中期計画の期間	中期計画の期間（4 年）	中期目標：§１
第２	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	中期目標に定められている項目を達成するための具体的な取組・数値計画	中期目標：§２
第３	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		中期目標：§３
第４	財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		中期目標：§４
第５	その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置	附帯業務の方針	中期目標：§５
第６	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	中期計画期間の予算・収支計画・資金計画	地独法：§26-2-3
第７	短期借入金の限度額	短期借入金の限度額の設定値	地独法：§26-2-4
第８	出資等に係る不要財産の処分に関する計画	不要財産の処分計画	地独法：§26-2-4-2
第９	第８の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	財産の剰余・担保の計画	地独法：§26-2-5
第10	剰余金の使途	剰余金が発生した時の使途方法	地独法：§26-2-6
第11	料金に関する事項	病院の診療費用及び使用料	地独法：§83-2
第12	業務運営等に関する規則で定める事項	（案） ・施設及び設備に関する計画 ・中期目標期間を超える債務負担 ・積立金の処分に関する計画 ・その他必要とする事項	地独法：§26-2-7

（２）作成のポイント

●中期目標との整合性

●数値目標（指標）の設定方針

中期計画には主な数値目標を設定することとし、適切な数値目標の設定が困難な項目については、中期計画に基づきその事業年度の業務運営に関する計画（＝年度計画）において、当該年度毎に数値目標を設定し、進捗管理する。なお、数値目標と実績値に著しく乖離がある場合には、その原因と対策を協議の上、見直しを行う。

●市民病院新改革プランへの対応

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画（案）

前文

地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「法人」という。）は、法人の定款で定められた目的を果たすため、たつの市長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画として、地方独立行政法人法に基づき、ここに中期計画を定める。

１期目となる本中期計画では、「こころある医療」を通して地域に貢献する理念のもと、全職員が一丸となって地域住民や患者に提供する医療サービスの向上と地方独立行政法人制度のメリットを生かした病院経営の改善を図り、法人としての基礎を固め、安定的な法人運営の確立を目指すものである。

第１　中期計画の期間

中期目標の期間は、令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの４年間とする。

第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

１　地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

（１）　地域医療構想を踏まえた医療の提供

地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び西播磨健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。

圏域内の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、将来不足が見込まれている高度急性期病床及び回復期病床の整備を行い、地域医療構想との整合を図る。

（２）　救急医療の安定化

救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、２４時間３６５日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。

救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継体制を充実させ、できる限り受け入れ体制を強化する。

【数値目標】

項目	平成３０年度実績	令和５年度目標値
救急搬送受入率　（%）	79.8	計画中

（３）　地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門

員、介護事業所、市等との連携を強化することで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。

回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受け入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。

地域医療構想の重点項目となっている在宅医療については、在宅療養支援病院として、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。

また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、嚥下外来の整備等安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。

訪問看護ステーションについては、２４時間対応やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院本体との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。

【数値目標】

項目	平成３０年度実績	令和５年度目標値
年間紹介率　(%)	45.8	計画中
年間逆紹介率　(%)	36.9	計画中

（4）　へき地医療の提供

へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。

（5）　予防医療の充実

市民健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、プロジェクトチームを設置し、現状分析や課題対応を検討することで、受診者のニーズに応じたメニューやサービスの質の向上を図る。

感染症予防については、基幹定点医療機関として引き続きサーベイランス事業に参加することで、県や市等の関係機関に情報提供を行っていく。また、予防接種協力医療機関として海外渡航時の対応等予防接種の実施及び啓発を図る。

（6）　災害時の対応

災害その他緊急時の対応については、たつの市地域防災計画に基づき、医薬品や食料の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、たつの市からの求めに応じて適切に対応する。

災害に備えたマニュアルの整備、災害訓練の積極的な実施等を行い、災害時の医療体制の強化を図る。

（７）　播磨姫路圏域における連携強化

たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体については、それぞれの団体が実施、参加する会議を通じて、更なる連携強化を図る。

播磨姫路圏域における診療圏の近隣病院との連携については、圏域会議や部門ごとの連絡会、研修会を通じて、顔の見える連携強化と圏域内における当院の位置づけの認知を図る。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。

２　地域住民や患者が安心できる医療の提供

（１）　医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全については、医療安全推進部会を中心にインシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、Ｔｏｔａｌ　Ｑｕａｌｉｔｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔの手法を用いて、適宜、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施し、安全安心な医療体制の強化を図る。

その他に院内感染対策として、院内感染対策委員会を中心に、情報収集や院内の状況把握を行う体制を強化し、迅速かつ的確な対応を実施する。

医療サービスの質の向上については、当院における様々な医療の質や機能を適切なクオリティインディケータを用いて測定及び公表行うとともに、医療サービスの改善に活かしていく。

また、入院医療においては、クリニカルパスを導入することにより、医師、看護師をはじめ、医療にかかわる職員が患者の治療計画の共有化を行い、チーム医療に役立てるとともに、医療資源の効率化や医療サービスの質の向上を図る。

（２）　患者満足度の向上

患者満足度調査（患者アンケート）を定期的に実施し、患者のニーズや課題点の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備、患者満足度調査による患者の要望等に対し、患者の立場に立った業務改善や対策を図る。

また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。

【数値目標】

	平成３０年度実績	令和５年度目標値
入院患者満足度　　（%）	89.4	計画中
外来患者満足度　　（%）	83.3	計画中

（３）　職員の接遇向上

接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。

患者アンケートの結果や感謝の言葉、苦情の内容について、職員が情報共有できる体制を構築し、職員の日々の接遇に対する意識付けを徹底する。

【数値目標】

	平成３０年度実績	令和５年度目標値
入院患者接遇満足度（%）	68.8	計画中
外来患者接遇満足度（%）	70.2	計画中

（4） 市民への情報発信

市民への情報発信については、市民向けの出前講座の実施やホームページ、広報、地域連携だより、院内掲示等を充実させることで、市民に対しての健康増進の啓発を図るとともに、院内外に対して幅広く積極的に病院の情報を発信する。

３ 医療の従事者の確保と育成

（1） 医療従事者の確保

市民病院の責務として、安定的な医療を提供するため、関連大学の派遣依頼、人材紹介会社の活用等、医師の確保を図る。

また、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問授業、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、当院を広くＰＲし、看護師やその他医療職の確保を図る。

【数値目標】

		平成３１年度実績	令和５年度目標値
医師数	（人）	7	計画中
看護師数	（人）	78	計画中
その他医療職	（人）	39	計画中

（2） 医療従事者の育成

地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。

医療従事者の育成に必要な研修については、計画的に実施し、職員の資質向上を図る。特に、院外研修については、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援するため、職員の主体的な姿勢に応えることができる受講しやすい体制を構築する。

病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。

第３ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

１ 組織ガバナンスの確立

（1）　効率的な組織体制と専門職員の確保

理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、会議体について整備するとともに、理事会の適切な運営に努める。

また、院内環境の状況に応じて効率的な組織改編や人員配置を柔軟に実施する。

専門職員については、病院経営特有の医療事務、人事、財務等の専門的知識を持った優秀な人材を積極的に確保する。

（2）　目標管理のモニタリングと評価

経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となって目標を管理する。

また、内部統制担当役員のもと、内部監査組織を構築し、定期的に内部監査を行い、結果をマネジメントレビューで報告する。

目標の達成度評価を行い、問題点や対策を各部門や職員にフィードバックするとともに、ＰＤＣＡサイクルを回してさらなる改善を図る。

（3）　コンプライアンスの徹底

職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規定を順守し徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や内部通報体制を構築する。

（4）　リスクマネジメント体制の整備

リスクマネジメント体制については、関連規程を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスク管理を適正に行う。

個人情報保護及び情報公開に関しては、たつの市個人情報保護条例、たつの市情報公開条例に準じて適正に対応する。

情報セキュリティについては、たつの市情報セキュリティポリシーに準じた規程等の整備を行い、情報セキュリティの確保を図る。

２　職員の士気の向上

（1）　職員の意識改革

市民病院の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員はもとより、全職員に常日頃から共通認識として周知徹底を行い、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への変革を図る。

組織内での伝達体系の強化やＩＣＴの活用等によって、法人全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等をストレスなく確認できる体制を構築する。

（2）　働きやすい職場環境の確保

職員が業務に専念できる体制を整えるため、職員満足度アンケートを定期的に実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。

ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業による

復職を支援する仕組みを検討する等仕事と家庭が両立できる体制を推進していく。

【数値目標】

	平成３０年度実績	令和５年度目標値
年間有給取得日数　（日）	10.5	計画中

（３）　人事制度・給与体系の構築

人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用体制を整備するとともに、社会情勢に適応し、職員の評価や病院への貢献度が適切に処遇に反映される給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　収入の増加・確保

（１）　病床利用率・診療単価の向上

部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受入れることで、新規入院患者数や病床利用率を向上させる。

情報収集や加算取得に必要な体制整備を行うことで、限られた人員や施設設備の中で、新たな施設基準の取得やランクアップの取組を行い、診療単価の向上を図る。

【数値目標】

	平成３０年度実績	令和５年度目標値
１日平均入院患者数（人）	101.4	計画中
１日平均外来患者数（人）	182.1	計画中
新規入院患者数　（人）	1,158	計画中
病床利用率　（%）	84.5	計画中
入院診療単価　（円）	31,409	計画中
外来診療単価　（円）	7,948	計画中
平均在院日数　（日）	15.7	計画中

（２）　医療環境の変化への対応

診療報酬の改定や法改正については、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。

診療報酬の査定減・返戻・請求漏れ対策については、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療部と医事部門の連携強化等の対策を実施するとともに、診療報酬委員会で情報を共有し、診療報酬請求の精度向上を図る。

未収金については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管

理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。

生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。

２　経費削減・抑制

（１）　施設管理の強化

建物等の維持修繕については、中期計画期間における計画的な修繕を実施し、コスト管理を行う。

また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高めるとともに、状況に応じたコスト削減を図る。

【数値目標】

	平成３０年度実績	令和５年度目標値
経費比率　　(%)	16.2	計画中

（２）　医療機器の適正な管理

医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテンナンスを行う。

医療機器の更新については、必要性や費用対効果を将来の展望を踏まえながら勘案し、整備計画を作成し計画的に更新を行う。

（３）　材料費の抑制

医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するシステムによる適正な在庫管理を行う。また、ＳＰＤ委員会を主体として診療材料に導入しているＳＰＤの運用方法や診療材料費の抑制を図る。

【数値目標】

	平成３０年度実績	令和５年度目標値
材料費比率　　(%)	10.9	計画中

（４）　人件費の適正化

法人職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、限りある人材を最大限に活かすため効率的効果的な人事配置や組織体系の整備を行い、人件費の適正化を図る。

【数値目標】

	平成３０年度実績	令和５年度目標値
医業収益対給与費比率（%）	77.5	計画中

（５）　効率的な予算執行

中期計画の枠内において、予算科目間や年度間での弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した予算執行を行うことにより、変動する医療環

境に柔軟に対応する業務運営を図る。

（６）　契約方法の見直し

契約方法については、新たに契約規程を整備し、契約の集約化、複数年契約や契約期間の更新等の見直しを行い、調達コストの削減を図る。

３　経営基盤の強化

（１）　中期目標期間の経営

中期目標の確実な達成と更なる発展を目指し、理事長を中心とした経営陣である役員が核となって職員全体による一体的な経営改革を推進できる体制を構築し、地域に根差した中長期的な視点での戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における経常収支比率及び医業収支比率の向上を図る。

【数値目標】

	平成３０年度実績	令和５年度目標値
経常収支比率　　(%)	105.3	計画中
医業収支比率　　(%)	87.7	計画中

（２）　運営費負担金

運営費負担金及び運営費交付金については、不採算医療の実施等中期目標を確実に達成するとともに、経営改善を推し進め経営基盤を安定させることで自立した経営の実現を図るため、適正な病院経営に必要な金額を計上する。

第５　その他業務運営に関する重要事項

１　附帯事業

附帯事業については、当面の間現在の状況を維持しながら、それぞれの事業について今後の在り方について市と協議を十分に行いながら検討を行う。

第６　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１　予算（令和２年度～５年度）

（百万円）

区分	金額

計画中
【数値については第４回の委員会で検討】

【運営費負担金の見積】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

その他・・・

※計画中の数値については、第４回委員会において検討します。

２　収支計画（令和２年度～５年度）

（百万円）

区分	金額

計画中
【数値については第４回の委員会で検討】

３　資金計画（令和２年度～５年度）

（百万円）

区分	金額

計画中
【数値については第４回の委員会で検討】

第７　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額

（1）　限度額　１，０００百万円

（2）　想定される短期借入金の発生事由

ア　一時的な資金不足への対応

イ　大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第８　出資等に係る不要財産の処分に関する計画

１　出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第９　第８の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

１　第８の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第１０　剰余金の使途

１　剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第１１　料金に関する事項

１　料金

料金は、次に定める額とする。

（1）　健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法その他法令等により診療等を受ける者に係る料金

当該法令の定めるところにより算定した額。

（2）　前号以外の額

別に理事長が定める額。

２　減免

理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

（1）　料金を納付する資力がないと認める者

（2）　その他理事長において特に必要があると認める者

第１２　地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める事項

１　施設及び整備に関する計画

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
施設、医療機器等整備	計画中	たつの市長期借入金等

２　中期目標の期間を超える債務負担

（１）　移行前地方債償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方債償還債務	計画中		

（２）　長期借入金償還債務

（単位:百万円）

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還債務	計画中		

（３）　法第４０条第４項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

【参考資料】

第3回　地方独立行政法人
たつの市民病院機構評価委員会資料

Ⅰ　地方独立行政法人たつの市民病院機構
　中期目標の修正事項　（P1）

Ⅱ　地方独立行政法人法たつの市民病院機構
　中期計画（案）の概要　（P2～3）

Ⅲ　中期目標に対応する中期計画の項目・指標
　及び中期計画に基づいた年度計画の指標　（P4～13）

Ⅳ　中期計画の項目及び指標（先行団体の事例）　（P14～18）

Ⅴ　設立団体が定める規則（案）の骨子　（P19～20）

Ⅵ　設立団体が定める規則（案）　（P21～28）

Ⅶ　今後のスケジュール　（P29）

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期目標の修正事項

<table>
<tr><th></th><th>委 員 意 見</th><th colspan="2">対　　応</th></tr>
<tr><td>1</td><td>第２　２（１）医療安全の向上において、Total Quality Management の手法を取り入れるとあるが、医療サービスの質の向上についての記載がないため、追加するべきである。</td><td colspan="2">①「医療サービスの質の向上」項目の追加
第２の２の小項目を「（１）医療安全の向上」を「（１）医療安全及び医療サービスの質の向上」に修正し、本文についても同様の内容に修正し、医療サービスの質の向上を求めることとします。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3"></td><td colspan="2">字句の訂正を行いました。
内容については変更ありません。</td></tr>
<tr><td>【主な訂正箇所】
〔訂正前〕</td><td>〔訂正後〕</td></tr>
<tr><td>①前文２１行目
平成３１年３月には市議会にて法人の定款について議決を得た。

②第３の１の小項目「（１）効率的な組織体制と専門職員の確保」の３行目
また、特に医業収益の源泉である診療報酬を担当する医療事務

③第４の３の小項目「（２）運営負担金」の１行目
運営費負担金は、市民病院としての役割を果たすために</td><td>①前文２１行目（１ページ）
平成３１年３月にはたつの市議会にて市民病院機構の定款について議決を得た。

②第３の１の小項目「（１）効率的な組織体制と専門職員の確保」の３行目（３ページ）
また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当

③第４の３の小項目「（２）運営負担金」の１行目（５ページ）
運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために</td></tr>
</table>

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画（案）概要

前　　文

（１）中期目標達成のための計画　（２）１期目としての計画方針　　以上の内容に沿った構成

第1　中期計画

令和２年（２０２０）年４月１日から令和６年（２０２４）年３月３１日までの４年間

第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1　地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

	中期計画項目	中期計画項目内容	中期計画指標
(1)	地域医療構想を踏まえた医療の提供	●地域医療構想の動向に対する情報収集 ●圏域内の医療機能分担による病床機能の確保	
(2)	救急医療の安定化	●救急患者の受入態勢の確保 ●入院の受入体制強化	急搬送受入率（%） 項目 / H30実績 / R5計画 救急搬送受入率 / 79.8 / 計画中
(3)	地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実	●診療圏における連携の充実による切れ目のない適切な支援 ●回復期病棟における自宅復帰支援 ●訪問診療・訪問リハビリの体制強化 ●在宅生活を支える外来機能の提供 ●訪問看護ステーションの充実と連携	紹介率・逆紹介率（%） 項目 / H30実績 / R5計画 年間紹介率 / 45.8 / 計画中 年間逆紹介率 / 36.9 / 計画中
(4)	へき地医療の提供	●室津地区の医療提供の確保（診療所・訪問診療等）	
(5)	予防医療の充実	●市民健診や人間ドックのサービス向上 ●感染症拡大の予防	
(6)	災害時の対応	●市の防災計画との整合性の確保 ●災害時の医療体制強化	
(7)	播磨姫路圏域における連携強化	●関係団体との連携強化 ●播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携事業	

2　地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1)	医療安全及び医療サービスの質の向上	●医療安全対策体制の強化 ●院内感染対策体制の強化　●医療サービスの質の向上	
(2)	患者満足度の向上	●患者満足度調査の実施と改善 ●インフォームド・コンセントの充実	入院・外来患者満足度（%） 項目 / H30実績 / R5計画 入院患者満足度 / 89.4 / 計画中 外来患者満足度 / 83.3 / 計画中
(3)	職員の接遇技術の向上	●接遇研修の実施 ●情報の共有	入院・外来接遇満足度（%） 項目 / H30実績 / R5計画 入院患者接遇満足度 / 68.8 / 計画中 外来患者接遇満足度 / 70.2 / 計画中
(4)	市民への情報発信	●積極的な情報発信の実施 （出前講座・HP・広報・地域連携だより、院内掲示）	

3　医療の従事者の確保と育成

(1)	医療従事者の確保	●医師の確保 （関連大学の派遣依頼・人材紹介会社の活用） ●看護師等その他医療従事者の確保 （実習生受入・訪問授業・インターンシップ・見学会、体験事業の受入）	医療従事者数（人） 項目 / H30実績 / R5計画 医師数 / 7 / 計画中 看護師数 / 78 / 計画中 その他医療職 / 39 / 計画中
(2)	医療従事者の育成	●医療従事者の育成プランの構築 ●計画的な研修の実施●資格取得に対する支援	

第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項

1　組織ガバナンスの確立

	中期計画項目	中期計画項目内容	中期計画指標
(1)	効率的な組織体制と専門職員の確保	●迅速かつ柔軟に対応できる組織（会議体の整備・効率的な組織改編や人員配置） ●法人職員の確保	
(2)	目標管理のモニタリングと評価	●経営管理体制の構築	
(3)	コンプライアンスの徹底	●コンプライアンスを徹底する風土づくり （規程の整備・研修の実施・内部通報体制の構築）	
(4)	リスクマネジメント体制の整備	●リスクマネジメント体制の整備（規程・委員会の設置） ●個人情報保護・情報セキュリティの対策強化	

2　職員の士気の向上

(1)	職員の意識改革	●理念や中期計画等の職員への浸透 ●目標及び評価における職員の情報共有（伝達体系強化・ICT の活用）	
(2)	働きやすい職場環境の確保	●職員満足度アンケートの実施 ●ワークライフバランスの推進	年間有給取得日数（日） 項目 / H30実績 / R5計画 年間有給取得日数（日） / 10.5 / 計画中
(3)	人事制度・給与体系の構築	●業績や貢献度に応じた人事制度・給与体系の構築	

第4　財務内容の改善に関する事項

1　収入の増加・確保

(1)	病床利用率・診療単価の向上	●適正なベッドコントロール ●各診療単価の向上（加算の取得・体制整備）	各指標 項目 / H30実績 / R5計画 1日平均入院患者数（人） / 101.4 / 計画中 1日平均外来患者数（人） / 182.1 / 計画中 病床利用率（%） / 84.5 / 計画中 新規入院患者数（人） / 1,158 / 計画中 入院診療単価（円） / 31,409 / 計画中 外来診療単価（円） / 7,948 / 計画中 平均在院日数（日） / 15.7 / 計画中
(2)	医療環境変化への対応	●診療報酬改正等の情報収集・早期対応 ●保険査定減の対応　●未収金の回収・管理	

2　経費削減・抑制

(1)	施設管理の強化	●維持管理費のコスト削減 （計画的な修繕・経費の分析・コスト意識）	経費比率（%） 項目 / H30実績 / R5計画 経費比率 / 16.2 / 計画中
(2)	医療機器の適正な管理	●医療機器の計画的な整備 （日常のメンテナンス、必要性・費用対効果の精査）	
(3)	材料費の抑制	●医薬品・診療材料の在庫管理の適正化（適正なシステム運営）	材料費率（%） 項目 / H30実績 / R5計画 材料費率 / 10.9 / 計画中
(4)	人件費の適正化	●病院の規模に適合した人事管理	医業収益対給与費比率（%） 項目 / H30実績 / R5計画 医業収益対給与費比率 / 77.5 / 計画中
(5)	効率的な予算執行	●期間内における年度間の予算執行の弾力化	
(6)	契約方法の見直し	●契約手法の見直し（複数年契約・契約の集約）	

3　経営基盤の強化

(1)	中期目標期間の経営	●経営改革の推進 （一体的な改革・戦略的な病院経営）	経常収支比率・医業収支比率（%） 項目 / H30実績 / R5計画 経常収支比率（%） / 105.3 / 計画中 医業収支比率（%） / 87.7 / 計画中
(2)	運営費負担金	●運営負担金の適正な算定	

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画（案）概要

第5　その他業務運営に関する重要事項

1　附帯事業

●附帯事業の在り方検討（当面は現状維持・市と協議）

第6　予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1　予算計画

2　収支計画

3　資金計画

計画中

第7　短期借入金の限度額

1　短期借入金の限度額

（1）　限度額

1，000百万円

（2）　短期借入金の発生事由

ア　一時的な資金不足への対応

イ　大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8　出資等に係る不要財産の処分に関する計画

1　出資等に係る不要財産の処分に関する計画

●なし

第9　第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1　第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

●なし

第10　剰余金の使途

1　剰余金の使途

●決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第11　料金に関する事項

1　料金

（1）　健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法その他法令等により診療等を受ける者に係る料金

●当該法令の定めるところにより算定した額

（2）　前号以外の額

●別に理事長が定める額

2　減免

（1）　料金を納付する資力がないと認める者

（2）　その他理事長において特に必要があると認める者

第12　業務運営等に関する規則で定める事項

1　施設及び整備に関する計画

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
施設、医療機器等整備	計画中	たつの市長期借入金等

2　中期目標の期間を超える債務負担

（1）　移行前地方債償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	計画中	計画中	計画中

（2）　長期借入金償還債務

（単位：百万円）

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	計画中	計画中	計画中

3　法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

●なし

中期目標に対応する中期計画の項目・指標及び中期計画に基づいた年度計画の指標

項目	中期目標（R2～R5）の項目	中期計画（R2～R5）の項目	中期計画（R2～R5）の指標 【中期計画期間(４年後)における数値目標】	年度計画（R2）の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画における数値目標】
大項目	第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
中項目	１　地域医療構想を踏まえた果たすべき役割	１　地域医療構想を踏まえた果たすべき役割		
小項目	（１）　地域医療構想を踏まえた医療の提供	（１）　地域医療構想を踏まえた医療の提供		
	○地域医療構想との整合性 兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。 **○病床機能の対応** 病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。	**○地域医療構想の動向に対する情報収集** 地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び西播磨健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。 **○圏域内の医療機能分担による病床機能の確保** 圏域内の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、将来不足が見込まれている高度急性期病床及び回復期病床の整備を行い、地域医療構想との整合を図る。		・病床数　（床） 病床 / H30実績 / 年度計画値 高度急性期病床 / － / 計画中 急性期病床 / 60 / 計画中 回復期リハビリ病床 / 40 / 計画中 地域包括ケア病床 / 20 / 計画中
小項目	（２）　救急医療の安定化	（２）　救急医療の安定化		
	○救急医療の安定化への貢献 地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。	**○救急患者の受入態勢の確保** 救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、２４時間３６５日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。 **○入院の受入体制強化** 救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継体制を充実させ、できる限り受け入れ体制を強化する。	・救急搬送受入率　（%） 項目 / H30実績 / R5目標値 救急搬送受入率 / 79.8 / 計画中	・救急搬送受入率　（%） 項目 / H30実績 / 年度計画値 救急搬送受入率 / 79.8 / 計画中 ・救急入院患者数　（人） 項目 / H30実績 / 年度計画値 救急入院患者数 / 321 / 計画中
小項目	（３）　地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実	（３）　地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実		
	○地域包括ケアシステムの中心的役割を担う 今後とも急速な高齢化の影響が避けられないことから、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心的かつ先導的な役割を果たすこと。 **○地域の在宅医療体制の充実** 特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。	**○診療圏における連携の充実による切れ目のない適切な支援** 地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院ー在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携を強化することで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。 **○回復期病棟における自宅・社会復帰支援** 回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受け入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。 **○訪問診療・訪問リハビリの体制強化** 地域医療構想の重点項目となっている在宅医療については、在宅療養支援病院として、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。	・紹介率・逆紹介率　（%） 項目 / H30実績 / R5目標値 年間紹介率 / 45.8 / 計画中 年間逆紹介率 / 36.9 / 計画中	・紹介率・逆紹介率　（%） 項目 / H30実績 / 年度計画値 年間紹介率 / 45.8 / 計画中 年間逆紹介率 / 36.9 / 計画中 ・在宅復帰率　（%） 項目 / H30実績 / 年度計画値 一般病棟在宅復帰率 / 80.9 / 計画中 回復期病棟在宅復帰率 / 97.2 / 計画中 ・訪問診療等件数　（件） 項目 / H30実績 / 年度計画値 訪問診療件数 / ４５４ / 計画中

		○在宅生活を支える外来機能の提供 また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、嚥下外来の整備等安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。 **○訪問看護ステーションの充実と連携** 訪問看護ステーションについては、２４時間対応やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院本体との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。		・訪問看護ステーション利用者数　（人） H30実績：3,151 年度計画値：計画中
小項目	（4）へき地医療の提供	（4）へき地医療の提供		
	○室津地区の医療の確保 室津地区における医療については、安定的に確保すること。	**○室津地区の医療提供の確保（診療所等）** へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。		・室津診療所患者数　（人） H30実績：2,148 年度計画値：計画中
小項目	（5）　予防医療の充実	（5）　予防医療の充実		
	○市民健診や人間ドック等健診の充実 市民病院の設備及び人員を活かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。	**○市民健診や人間ドックのサービス向上** 市民健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、プロジェクトチームを設置し、現状分析や課題対応を検討することで、受診者のニーズに応じたメニューやサービスの質の向上を図る。 **○感染症拡大の予防** 感染症予防については、基幹定点医療機関として引き続きサーベイランス事業に参加することで、県や市等の関係機関に情報提供を行っていく。また、予防接種協力医療機関として海外渡航時の対応等予防接種の実施及び啓発を図る。		・人間ドック受診者数　（人） H30実績：216 年度計画値：計画中
小項目	(6)　災害時の対応	(6)　災害時の対応		
	○地域防災計画に基づく対応 **○災害時の医療提供体制への中心的役割** 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。	**○市の防災計画との整合性の確保** 災害その他緊急時の対応については、たつの市地域防災計画に基づき、医薬品や食料の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、たつの市からの求めに応じて適切に対応する。 **○災害時の医療体制強化** 災害に備えたマニュアルの整備、災害訓練の積極的な実施等を行い、災害時の医療体制の強化を図る。		・災害訓練実施回数　（回） H30実績：1 年度計画値：計画中

小項目	(7)　播磨姫路圏域における連携強化	(7)　播磨姫路圏域における連携強化		
	○診療圏における近隣病院や関係団体との連携強化 市民病院を含む播磨姫路圏域において、市民病院の診療圏における近隣病院や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を維持及び強化すること。 **○播磨科学公園都市定住自立圏域における医療体制の充実** 播磨科学公園都市定住自立圏域における地域医療体制の充実を図ること。	**○関係団体との連携強化** たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体については、それぞれの団体が実施、参加する会議を通じて、更なる連携強化を図る。 播磨姫路圏域における診療圏の近隣病院との連携については、圏域会議や部門ごとの連絡会、研修会を通じて、顔の見える連携強化と圏域内における当院の位置づけの認知を図る。 **○播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携事業** 播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。		・連携事業数　（事業） H30実績：1 年度計画値：計画中
中項目	2　地域住民や患者が安心できる医療の提供	2　地域住民や患者が安心できる医療の提供		
小項目	（1）医療安全及び医療サービスの質の向上	（1）　医療安全及び医療サービスの質の向上		
	○Total Quality Management の手法による医療の質の向上 医療安全は、単にマニュアルを遵守するだけではなく、Total Quality Management※の手法を取り入れ、市民病院機構全体における医療安全及び医療サービスの質の向上を目指すこと。	**○医療安全対策体制の強化** 医療安全については、医療安全推進部会を中心にインシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、Ｔｏｔａｌ Ｑｕａｌｉｔｙ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔの手法を用いて、適宜、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施し、安全安心な医療体制の強化を図る。 **○院内感染対策体制の強化** その他に院内感染対策として、院内感染対策委員会を中心に、情報収集や院内の状況把握を行う体制を強化し、迅速かつ的確な対応を実施する。 **○医療サービスの質の向上** 医療サービスの質の向上については、当院における様々な医療の質や機能を適切なクオリティインディケータを用いて測定及び公表行うとともに、医療サービスの改善に活かしていく。 また、入院医療においては、クリニカルパスを導入することにより、医師、看護師をはじめ、医療にかかわる職員が患者の治療計画の共有化を行い、チーム医療に役立てるとともに、医療資源の効率化や医療サービスの質の向上を図る。		・転倒・転落率　（‰） H30実績：3.4 年度計画値：計画中 ・クリニカルパス適用数　（件） H30実績：－ 年度計画値：計画中
小項目	（2）　患者満足度の向上	（2）　患者満足度の向上		
	○患者満足度の向上 入院患者に対して病状の回復に専念できる快適な環境の提供や外来患者の受診待ち時間及び検査の待ち時間の短縮等、患者満足度の向上に繋がる取組を行うこと。	**○患者満足度調査の実施と改善** 患者満足度調査（患者アンケート）を定期的に実施し、患者のニーズや課題点の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備、患者満足度調査による患者の要望等に対し、患者の立場に立った業務改善や対策を図る。 **○インフォームド・コンセントの充実** また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。	・入院・外来患者満足度　（%） H31実績：89.4 R5目標値：計画中 外来患者満足度：H31実績 83.3、R5目標値 計画中	・入院・外来患者満足度　（%） H31実績：89.4 年度計画値：計画中 外来患者満足度：H31実績 83.3、年度計画値 計画中 ・感謝割合　（%） H30実績：－ 年度計画値：計画中

小項目	（3） 職員の接遇向上	（3） 職員の接遇向上		
	○職員の接遇技術の向上 職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。	**○接遇研修の実施** 接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。 **○情報の共有** 患者アンケートの結果や感謝の言葉、苦情の内容について、職員が情報共有できる体制を構築し、職員の日々の接遇に対する意識付けを徹底する。	・接遇満足度 （%） H30実績 / R5目標値 入院患者接遇満足度 68.8 計画中 外来患者接遇満足度 70.2 計画中	・接遇満足度 （%） H30実績 / 年度計画値 入院患者接遇満足度 68.8 計画中 外来患者接遇満足度 70.2 計画中 ・接遇研修実施回数 （回） H30実績 / 年度計画値 接遇研修実施回数 3 計画中
小項目	（4） 市民への情報発信	（4） 市民への情報発信		
	○市民への積極的な情報開示 健康意識の向上や当院への理解を深めるため、市民向けの講座の実施等市民や患者へ必要な情報を積極的に発信すること。	**○積極的な情報発信の実施** 市民への情報発信については、市民向けの出前講座の実施やホームページ、広報、地域連携だより、院内掲示等を充実させることで、市民に対しての健康増進の啓発を図るとともに、院内外に対して幅広く積極的に病院の情報を発信する。		・出前講座実施回数 （回） H30実績 / 年度計画値 出前講座回数 15 計画中
中項目	３ 医療の従事者の確保と育成	３ 医療の従事者の確保と育成		
小項目	（1） 医療従事者の確保	（1） 医療従事者の確保		
	○医師の確保 地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、関連大学への派遣依頼、人材紹介会社の活用等を行い、医師の確保を図ること。 **○看護師等その他の医療に欠かせない人材の確保** また、看護師を始めとした医療従事者についても、看護学生の臨地実習を積極的に受け入れる等の取組を行い、確保を図ること。	**○医師の確保** 市民病院の責務として、安定的な医療を提供するため、関連大学の派遣依頼、人材紹介会社の活用等、医師の確保を図る。 **○看護師等その他医療従事者の確保** また、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問授業、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、当院を広くＰＲし、看護師やその他医療職の確保を図る。	・医療従事者数 （人） H30実績 / R5目標値 医師数 7 計画中 看護師数 78 計画中 その他医療職 39 計画中	・医療従事者数 （人） H30実績 / 年度計画値 医師数 7 計画中 看護師数 78 計画中 その他医療職 39 計画中 ・看護師離職率 （%） H30実績 / 年度計画値 看護師離職率 16 計画中
小項目	（2） 医療従事者の育成	（2） 医療従事者の育成		
	○教育方針 **○研修体制の充実** 医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。	**○医療従事者の育成プランの構築** 地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。 **○計画的な研修の実施** 医療従事者の育成に必要な研修については、計画的に実施し、職員の資質向上を図る。特に、院外研修については、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援するため、職員の主体的な姿勢に応えることができる受講しやすい体制を構築する。 **○資格取得に対する支援** 病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。		・院内研修実施回数 （回） H30実績 / 年度計画値 院内研修実施回数 23 計画中 ・院外研修受講者数 （人） H30実績 / 年度計画値 院外研修参加人数 138 計画中

大項目	第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項	第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
中項目	１　組織ガバナンスの確立	１　組織ガバナンスの確立		
小項目	（1）　効率的な組織体制と専門職員の確保	（1）　効率的な組織体制と専門職員の確保		
	○病院を効率的に運営する組織体制の整備。 弾力的な人員配置を実施し、病院を効率的に運営する組織体制を整備すること。 ○病院経営の専門的な人材の確保 また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。	**○迅速かつ柔軟に対応できる組織** 理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、会議体について整備するとともに、理事会の適切な運営に努める。 また、院内環境の状況に応じて効率的な組織改編や人員配置を柔軟に実施する。 **○法人職員の確保** 専門職員については、病院経営特有の医療事務、人事、財務等の専門的知識を持った優秀な人材を積極的に確保する。		・法人採用事務職員数　（人） 病床 / H30実績 / 年度計画値 法人採用事務職員 / － / 計画中
小項目	（2）　目標管理のモニタリングと評価	（2）　目標管理のモニタリングと評価		
	○所属毎、階層毎の目標管理のモニタリングと評価の体制を構築 経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を常に行うとともに、継続して実施できる体制を構築すること。	**○経営管理体制の構築** 経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となって目標を管理する。 また、内部統制担当役員のもと、内部監査組織を構築し、定期的に内部監査を行い、結果をマネジメントレビューで報告する。 目標の達成度評価を行い、問題点や対策を各部門や職員にフィードバックするとともに、ＰＤＣＡサイクルを回してさらなる改善を図る。		・目標管理研修実施回数　（回） ／ / H30実績 / 年度計画値 目標管理研修実施回数 / － / 計画中
小項目	（3）　コンプライアンスの徹底	（3）　コンプライアンスの徹底		
	○関係法令の遵守 ○行動規範と倫理の確立 医療法、地方独立行政法人法（その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。	**○コンプライアンスを徹底する風土づくり** 職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規定を順守し徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や内部通報体制を構築する。		・コンプライアンス研修実施回数　（回） ／ / H30実績 / 年度計画値 コンプライアンス研修実施回数 / － / 計画中
小項目	（4）リスクマネジメント体制の整備	（4）リスクマネジメント体制の整備		
	○リスク管理の適正に実施する体制を整備 個人情報保護や情報セキュリティ対策等の市民病院を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制を整備すること。	**○リスクマネジメント体制の整備** リスクマネジメント体制については、関連規程を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスク管理を適正に行う。 **○個人情報保護・情報セキュリティの適正な対応** 個人情報保護及び情報公開に関しては、たつの市個人情報保護条例、たつの市情報公開条例に準じて適正に対応する。 情報セキュリティについては、たつの市情報セキュリティポリシーに準じた規程等の整備を行い、情報セキュリティの確保を図る。		・リスク管理委員会実施回数　（回） ／ / H30実績 / 年度計画値 委員会実施回数 / － / 計画中

中項目	２　職員の士気の向上	２　職員の士気の向上	
小項目	（1）　職員の意識改革	（1）　職員の意識改革	
	○理念や中期計画等の職員への浸透 ○目標及び評価における職員の情報共有 職員全体の意識改革を行うため、基本方針や中期計画・年度計画について職員に浸透させる取組を行うこと。また、経営戦略目標に基づく目標管理とモニタリングについて全職員が情報を共有できる体制を構築し、職員の意識改革を図ること。	**○理念や中期計画等の職員への浸透** 市民病院の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員はもとより、全職員に常日頃から共通認識として周知徹底を行い、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への変革を図る。 **○目標及び評価における職員の情報共有** 組織内での伝達体系の強化やＩＣＴの活用等によって、法人全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等をストレスなく確認できる体制を構築する。	
小項目	（2）　働きやすい職場環境の確保	（2）　働きやすい職場環境の確保	
	○ワークライフバランスの実現 ○本来業務に専念できる体制整備 ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制の構築すること。	**○職員満足度アンケートの実施** 職員が本来業務に専念できる体制を整えるため、職員満足度アンケートを定期的に実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。 **○ワークライフバランスの推進** ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業による復職を支援する仕組みを検討する等仕事と家庭が両立できる体制を推進していく。	・有給休暇取得率　（日） H30実績：年間有給取得日数 10.5 R5目標値：計画中
小項目	（3）　人事制度・給与体系の構築	（3）　人事制度・給与体系の構築	
	○業務実績や社会一般の情勢に適合した職員の給与体系の構築 職員の給与は、勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。	**○業績や貢献度に応じた人事制度・給与体系の構築** 人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用体制を整備するとともに、社会情勢に適応し、職員の評価や病院への貢献度が適切に処遇に反映される給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。	
大項目	第４　財務内容の改善に関する事項	第４　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
中項目	１　収入の増加・確保	１　収入の増加・確保	
小項目	（1）　病床利用率・診療単価の向上	（1）　病床利用率・診療単価の向上	
	○病床利用率の向上 ○新規入院患者の増 ○診療単価の向上 診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。	**○適正なベッドコントロール** 部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受入れることで、新規入院患者数や病床利用率を向上させる。 **○各診療単価の向上** 情報収集や加算取得に必要な体制整備を行うことで、限られた人員や施設設備の中で、新たな施設基準の取得やランクアップの取組を行い、診療単価の向上を図る。	・各指標 H30実績：1日平均入院患者数(人) 101.4；1日平均外来患者数(人) 182.1；新規入院患者数(人) 1,158；病床利用率(%) 84.5；入院診療単価(円) 31,409；外来診療単価(円) 7,948；平均在院日数（日） 15.7 R5目標値：計画中

中項目	
小項目	
	・職員満足度　（%） H30実績：職員満足度 － 年度計画値：計画中 ・有給休暇取得率　（日） H30実績：年間有給取得日数 10.5 年度計画値：計画中
小項目	
	・資格手当対象資格数　（種類） H30実績：資格手当対象資格 10 年度計画値：計画中
大項目	
中項目	
小項目	
	・各指標 H30実績：1日平均入院患者数(人) 101.4；1日平均外来患者数(人) 182.1；新規入院患者数(人) 1,158；病床利用率(%) 84.5；入院診療単価(円) 31,409；外来診療単価(円) 7,948；平均在院日数（日） 15.7 年度計画値：計画中

小項目	（2） 医療環境の変化への対応	（2） 医療環境の変化への対応		
	○法改正や診療報酬改正への迅速な対応 法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。	**○診療報酬改定等の情報収集・早期対応** 診療報酬の改定や法改正については、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。 **○診療報酬の適正化** 診療報酬の査定減・返戻・請求漏れ対策については、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療部と医事部門の連携強化等の対策を実施するとともに、診療報酬委員会で情報を共有し、診療報酬請求の精度向上を図る。 **○未収金の回収・管理** 未収金については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。 生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。		・診療報酬査定減率 （%） | | H30実績 | 年度計画値 | | 査定率 | 3.2 | 計画中 | ・医療費個人負担分収納率 （%） | | H30実績 | 年度計画値 | | 医療費個人負担分収納率 | － | 計画中 |
中項目	２ 経費削減・抑制	２ 経費削減・抑制		
小項目	（1） 施設管理の強化	（1） 施設管理の強化		
	○施設管理に伴う維持管理費のコスト削減 施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。	**○維持管理費のコスト削減** 建物等の維持修繕については、中期計画期間における計画的な修繕を実施し、コスト管理を行う。 また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高めるとともに、状況に応じたコスト削減を図る。	・経費比率 （%） | | H30実績 | R5目標値 | | 経費比率 | 16.2 | 計画中 |	・経費比率 （%） | | H30実績 | 年度計画値 | | 経費比率 | 16.2 | 計画中 | ・消耗品費支出額 （千円） | | H30実績 | 年度計画値 | | 消耗品費支出額 | 9,049 | 計画中 |
小項目	（2） 医療機器の適正な管理	（2） 医療機器の適正な管理		
	○医療機器の計画的な整備 医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。	**○医療機器の計画的な整備** 医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテンナンスを行う。 医療機器の更新については、必要性や費用対効果を将来の展望を踏まえながら勘案し、整備計画を作成し計画的に更新を行う。	・整備計画額(別途計画数値記載)	
小項目	（3） 材料費の抑制	（3） 材料費の抑制		
	○診療材料費の抑制 医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。	**○医薬品・診療材料の在庫管理の適正化** 医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するシステムによる適正な在庫管理を行う。また、ＳＰＤ委員会を主体として診療材料に導入しているＳＰＤの運用方法や診療材料費の抑制を図る。	・材料費比率 （%） | | H30実績 | R5目標値 | | 材料費比率 | 10.9 | 計画中 |	・材料費比率 （%） | | H30実績 | 年度計画値 | | 材料費比率 | 10.9 | 計画中 |
小項目	（4） 人件費の適正化	（4） 人件費の適正化		
	○人員管理による人件費の適正化 病院の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件費の適正化を図ること。	**○病院の規模に適合した人事管理** 法人職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、限りある人材を最大限に活かすため効率的効果的な人事配置や組織体系の整備を行い、人件費の適正化を図る。	・医業収益対給与費比率 （%） | | H30実績 | R5目標値 | | 医業収益対給与費比率 | 77.5 | 計画中 |	・医業収益対給与費比率 （%） | | H30実績 | 年度計画値 | | 医業収益対給与費比率 | 77.5 | 計画中 |

小項目	（5） 効率的な予算執行	（5） 効率的な予算執行		
	○年度や予算科目の弾力的な運用による予算執行の効率化 年度や予算科目を弾力的に運用し、効率的な予算執行を図ること。	**○期間内における年度間の予算執行の弾力化** 中期計画の枠内において、予算科目間や年度間での弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した予算執行を行うことにより、変動する医療環境に柔軟に対応する業務運営を図る。		
小項目	（6） 契約方法の見直し	（6） 契約方法の見直し		
	○民間手法を取り入れた契約方法の見直し 地方独立行政法人のメリットを活かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。	**○契約手法の見直し** 契約方法については、新たに契約規程を整備し、契約の集約化、複数年契約や契約期間の更新等の見直しを行い、調達コストの削減を図る。		・契約見直し件数 （件） | | H30実績 | 年度計画値 | | 契約見直し件数 | - | 計画中 |
中項目	3 経営基盤の強化	3 経営基盤の強化		
小項目	（1） 中期目標期間の経営	（1） 中期目標期間の経営		
	○一体的な経営改革 理事長のリーダシップのもと、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立すること。 ○中期目標の確実な達成 ○経常収支比率及び医業収支比率の向上 また、中期目標の確実な達成を目指し、目標管理のモニタリングと評価を徹底し、経常収支比率及び医業収支比率を向上させること。	**○経営改革の推進** 中期目標の確実な達成と更なる発展を目指し、理事長を中心とした経営陣である役員が核となって職員全体による一体的な経営改革を推進できる体制を構築し、地域に根差した中長期的な視点での戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における経常収支比率及び医業収支比率の向上を図る。	・指標 （%） | | H30実績 | R5目標値 | | 経常収支比率 | 105.3 | 計画中 | | 医業収支比率 | 87.7 | 計画中 |	・契約見直し件数 （%） | | H30実績 | 年度計画値 | | 経常収支比率 | 105.3 | 計画中 | | 医業収支比率 | 87.7 | 計画中 |
小項目	（2） 運営費負担金	（2） 運営費負担金		
	運営負担金は、市民病院としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切な額を計上すること。	**○運営費負担金の適正な算定** 運営費負担金及び運営費交付金については、不採算医療の実施等中期目標を確実に達成するとともに、経営改善を推し進め経営基盤を安定させることで自立した経営の実現を図るため、適正な病院経営に必要な金額を計上する。	・予算・収支計画(別途計画数値記載)	
大項目	第5 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置		
中項目	1 附帯事業	1 附帯事業		
	附帯事業として実施している介護老人保健施設ケアホームみつ、訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所のあり方について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で検討すること。	附帯事業については、当面の間現在の状況を維持しながら、それぞれの事業について今後の在り方について市と協議を十分に行いながら検討を行う。		

	第６　予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
	１　予算計画		
	・予算計画 **・人件費の見積り**	・R2～R５予算 ・人件費の見積 ・運営費負担金の基準	・年度ごと予算 ・年度ごと人件費の見積 ・運営費負担金の基準
	２　収支計画		
	・収支計画	・R2～R５収支計画	・年度ごと収支計画
	３　資金計画		
	・資金計画	・R2～R５資金計画	・年度ごと資金計画
	第７　短期借入金の限度額		
	１　短期借入金の限度額		
	（1）　限度額		
	・限度額	・1,000百万円	
	（2）　短期借入金の発生事由		
	・短期借入金が発生する場合の事由	ア　一時的な資金不足への対応 イ　大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応	
	第８　出資等に係る不要財産の処分に関する計画		
	１　出資等に係る不要財産の処分に関する計画		
	・不要財産の処分計画	なし	
	第９　第８の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
	１　第８の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
	・財産の剰余・担保の計画	なし	
	第１０　剰余金の使途		
	１　剰余金の使途		
	・剰余金が発生した時の使途方法	決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。	

	第１１　料金に関する事項		
	１　料金		
	（１）健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法その他法令等により診療等を受ける者に係る料金		
	・法等に規定された料金	当該法令の定めるところにより算定した額。	
	（２）前号以外の額		
	・理事長が別に定める額	別に理事長が定める額。	
	２　減免		
	(1)　料金を納付する資力がないと認める者		
	・資力がないと認められた場合	料金を納付する資力がないと認める者	
	(2)　その他理事長において特に必要があると認める者		
	・理事長が特に認める場合	その他理事長において特に必要があると認める者	
	第１２　業務運営等に関する規則で定める事項		
	１　施設及び整備に関する計画		
	・施設及び整備に関する計画	・目標期間内の施設及び設備の内容 ・目標期間内の施設及び設備の予定額 ・目標期間内の施設及び設備の財源	・年度内の施設及び設備の内容 ・年度内の施設及び設備の予定額 ・年度内の施設及び設備の財源
	２　中期目標の期間を超える債務負担		
	・中期目標期間を超える債務負担の予定	・目標期間内の償還額 ・次期以降の償還額 ・総債務償還額	・各年度償還額
	３　法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画		
	・次期における積立金の処分計画（※次期以降に発生）	・なし	
	４　１～３に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項		
	・該当がある場合	・なし	

中期計画の項目及び指標（先行団体の事例）　　（上段：項目　下段：指標）

たつの市民病院機構 中期計画	地方独立行政法人 明石市立市民病院 第2期中期計画	地方独立行政法人 加古川市民病院機構 第2期中期計画	地方独立行政法人 公立甲賀病院中期計画	地方独立行政法人 東大阪医療センター 中期計画	地方独立行政法人 市立大津市民病院機構 中期計画
第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
１　地域医療構想を踏まえた果たすべき役割					
（1）地域医療構想を踏まえた医療の提供					
・地域医療構想の動向に対する情報収集 ・圏域内の医療機能分担による病床機能の確保	・医療機能の明確化	・圏域内の医療機能分担	・地域医療構想を見据えた提供体制について		
		・病床数			
（2）救急医療の安定化					
・救急患者の受入態勢の確保 ・入院の受入体制強化	・救急医療の推進	・救急患者受入態勢 ・循環器・周産期・小児科医療体制 ・救急隊との連携強化	・救急医療の確保	・救急医療	・救急医療の確保
・救急搬送受入率	・救急車による搬入患者数 ・救急車お断り率	・救急車受入件数	・救急搬送受入れ率	・救急車受入件数 ・救急車受入率 ・救急入院患者数	・救急車受入件数 ・救急搬送入院患者数 ・救急ストップ時間 ・救急搬送比率 ・救急入院患者数
（3）地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実					
・診療圏における連携の充実による切れ目のない適切な支援 ・回復期病棟における自宅復帰支援 ・訪問診療・訪問リハビリの体制強化 ・在宅生活を支える外来機能の提供 ・訪問看護ステーションの充実と連携	・地域包括ケアシステムのなかで役割明確化 ・地域医療支援病院としての役割推進 ・地域の医療・介護等と連携推進	・地域包括ケアシステムの推進 ・地域医療支援病院の役割	・地域包括ケアシステムの推進 ・地域医療支援病院としての役割 ・地域での病院機能とその役割	・地域包括ケアシステム構築への貢献 ・地域医療支援病院としての機能強化 ・地域の医療ネットワーク構築の推進	・地域医療支援病院としての役割 ・地域での病院機能とその役割 ・在宅医療・介護との連携強化
・紹介率・逆紹介率	・地域包括ケア病棟稼働率 ・紹介率・逆紹介率 ・オープンカンファレンス	・紹介率・逆紹介率	・紹介率・逆紹介率 ・地域医療機関訪問回数 ・地域医療機関向け研修実施回数	・紹介率・逆紹介率 ・地域医療機関向け研修実施回数	・紹介率・逆紹介率 ・地域医療機関訪問回数 ・地域医療機関向け研修実施回数
（4）へき地医療の提供					
・室津地区の医療提供の確保	－	－	－	－	－
（5）予防医療の充実					
・市民健診や人間ドックのサービス向上 ・感染症拡大の予防	・予防医療及び市と連携した政策	・疾病の早期発見、健康寿命の推進 ・健康教育・啓発の推進	・予防医療の充実	・予防医療	・予防医療の提供
		・人間ドック受診者数	・人間ドック受診者数 ・健診受診者数	・人間ドック受診者数 ・PET-CT健診受検者数	・人間ドック受診者数
（6）災害時の対応					
・市の防災計画との整合性の確保 ・災害時の医療体制強化	・災害等緊急時への対応	・災害発生時の医療体制の確保	・災害医療の確保	・災害時医療 ・感染症への対応	・災害医療の確保
			・災害訓練実施回数		・災害訓練実施回数
（7）播磨姫路圏域における連携強化					
・関係団体との連携強化 ・播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携事業	・地域医療支援病院としての役割推進		・関係機関との連携	・保健福祉行政との連携	・関係機関との連携強化

たつの市民病院機構 中期計画	地方独立行政法人 明石市立市民病院 第2期中期計画	地方独立行政法人 加古川市民病院機構 第2期中期計画	地方独立行政法人 公立甲賀病院中期計画	地方独立行政法人 東大阪医療センター 中期計画	地方独立行政法人 市立大津市民病院機構 中期計画
２　地域住民や患者が安心できる医療の提供					
（1）医療安全及び医療サービスの質の向上					
・医療安全対策体制の強化 ・院内感染対策体制の強化 ・医療サービスの質の向上	・医療における信頼と納得の実現 ・チーム医療と院内連携の推進 ・継続的な取組による質の向上 ・医療安全や院内感染防止対策の徹底 ・コンプライアス（法令・行動規範の遵守）徹底	・医療安全対策の徹底	・安全安心な医療の提供 ・院内感染防止対策について ・医療情報データの集積と分析及び活用	・信頼性の向上と情報発信	・医療の安全の徹底 ・インフォームド・コンセントの徹底 ・安全管理機能の向上 ・感染防止の徹底 ・診療データ分析による医療の質と効率性の標準化 ・セカンドオピニオンの推進
	・クリニカルパス数 ・クリニカルパス適用率		・感染対策研修実施回数	・転倒転落発生率	・転倒転落発生率 ・褥瘡発生率
（2）患者満足度の向上					
・患者満足度調査の実施と改善 ・インフォームド・コンセントの充実	・利用者本位のサービス推進	・患者とともに進める医療の推進 ・患者ニーズに対応したサービスの充実	・患者中心の医療の提供	・患者・市民満足度のモニタリング ・患者満足度の向上 ・院内環境の快適性の向上	・市民・患者の求める医療サービスの提供
・患者満足度	・患者満足度 ・改善対応件数	・患者満足度		・患者満足度・医療相談件数 ・外来患者アンケート待ち時間満足 ・退院支援計画書発行件数	・患者満足度
（3）職員の接遇向上					
・接遇研修の実施 ・情報の共有			・職員の接遇向上	・職員の接遇向上	・職員の接遇の質の向上
・接遇満足度			・感謝の件数	・患者接遇満足度	
（4）市民への情報発信					
・積極的な情報発信の実施	・地域社会やの諸団体と交流	・わかりやすい情報提供の推進	・健康長寿のまちづくりへの貢献 ・積極的な広報と市民への情報提供	・ボランティアとの協働 ・信頼性の向上と情報発信	・市民への医療の質に関する情報発信
３　医療の従事者の確保と育成					
（1）医療従事者の確保					
・医師の確保 ・看護師等その他医療従事者の確保	・必要な医療職の確保	・優れた医療従事者の確保	・医療従事者の確保・育成	・医療専門職の確保	・法人職員の確保
・医師数 ・看護師数 ・その他医療職	・医師数	・医師数	・医師数 ・看護師数 ・看護師離職率	・医師数 ・看護師数 ・看護師離職率	
（2）医療従事者の育成					
・医療従事者の育成プランの構築 ・計画的な研修の実施 ・資格取得に対する支援	・魅力ある人材育成システム	・人材育成・教育体制の充実	・職員育成体制の整備・強化 ・資格取得の支援	・職員の育成	・研修体制の強化
				・医師の学会発表件数 ・認定看護師数	
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項					
１　組織ガバナンスの確立					
（1）効率的な組織体制と専門職員の確保					
・迅速かつ柔軟に対応できる組織 ・法人職員の確保	・役員の責務 ・事務職の役割明確化と専門性向上	・柔軟で即応性のある組織運営 ・効率的な業務体制の推進	・効率的・効果的な業務運営 ・施設の充実と病院機能の強化 ・法人事務職員の育成	・経営基盤を支える組織体制の整備 ・法人職員の確保	・経営の効率化

たつの市民病院機構 中期計画	地方独立行政法人 明石市立市民病院 第2期中期計画	地方独立行政法人 加古川市民病院機構 第2期中期計画	地方独立行政法人 公立甲賀病院中期計画	地方独立行政法人 東大阪医療センター 中期計画	地方独立行政法人 市立大津市民病院機構 中期計画
（2）目標管理のモニタリングと評価					
・経営管理体制の構築	・情報の一元化と共有	・経営管理能力の向上			
（3）コンプライアンスの徹底					
・コンプライアンスを徹底する風土づくり	・コンプライアンスの徹底	・コンプライアンスの確保			・コンプライアンスの徹底
（4）リスクマネジメント体制の整備					
・リスクマネジメント体制の整備 ・個人情報保護・情報セキュリティの対策強化	・管理運営体制の強化	業務管理（リスク管理）の充実	・病院運営・経営基盤を支える組織体制の整備	・内部統制	・内部統制の強化 ・管理体制の強化
２　職員の士気の向上					
（1）職員の意識改革					
・理念や中期計画等の職員への浸透 ・目標及び評価における職員の情報共有	・組織風土の改革	・職員の満足度の向上	・病院の理念と基本方針の浸透 ・職員の意識改革	・病院の理念と基本方針の浸透	・職員の意識改革とモチベーションの向上 ・職員への経営情報の共有
		・職員満足度			
（2）働きやすい職場環境の確保					
・職員満足度アンケートの実施 ・ワークライフバランスの推進		・働きやすい職場環境の整備	・ワークライフバランス	・職員満足度の向上	
・平均年休取得日数				・平均年休取得日数 ・職員満足度	
（3）人事制度・給料体系の構築					
・業績や貢献度に応じた人事制度・給与体系の構築	・人事給与制度の整備	・人事制度の効果的な活用	・人事評価制度の構築	・適切かつ弾力的な人員配置 ・人事給与制度	・適切な人事評価と人員配置、組織の簡素化
第４　財務内容の改善に関する事項					
１　収入の増加・確保					
（1）病床利用率の向上					
・適正なベッドコントロール ・各診療単価の向上	・入院患者の増 ・診療単価の向上	・増患対策	・病床利用率の向上 ・在院日数の短縮	・入院患者の増	・入院機能の強化 ・新規入院患者数／延べ入院患者数の増
・病床利用率 ・入院診療単価 ・外来診療単価 ・１日あたり入院患者数 ・１日あたり外来患者数 ・新入院患者数 ・平均在院日数	・病床利用率 ・入院診療単価 ・外来診療単価 ・１日あたり入院患者数 ・１日あたり外来患者数 ・新入院患者数	・病床利用率 ・入院診療単価 ・外来診療単価 ・１日あたり外来患者数 ・１日あたり入院患者数 ・入院収益 ・外来収益	・病床利用率 ・入院診療単価 ・外来診療単価 ・入院患者数 ・外来患者数 ・新入院患者数 ・平均在院日数	・病床利用率 ・入院診療単価 ・新入院患者数 ・平均在院日数	・病床利用率 ・入院診療単価 ・外来診療単価 ・入院患者数 ・外来患者数 ・新入院患者数 ・平均在院日数 ・手術件数

たつの市民病院機構 中期計画	地方独立行政法人 明石市立市民病院 第2期中期計画	地方独立行政法人 加古川市民病院機構 第2期中期計画	地方独立行政法人 公立甲賀病院中期計画	地方独立行政法人 東大阪医療センター 中期計画	地方独立行政法人 市立大津市民病院機構 中期計画
（2）医療環境の変化への対応					
・診療報酬改正等の情報収集・早期対応 ・保険査定減の対応 ・未収金の回収・管理	・医療環境への適切な対応	・医療環境への適切な対応 ・診療報酬請求の適正化 ・未収金対策の強化	・診療報酬請求の適正化 ・未収金発生率の縮減	・医療環境への適切な対応 ・診療報酬請求の適正化 ・未収金対策の強化 ・診療報酬外収益	・医療環境への適切な対応 ・収入管理機能の強化 ・未収金対策の強化 ・診療報酬外収益
			・窓口未収金発生率	・薬剤管理指導件数 ・入院栄養食事指導件数 ・リハビリ取得単位件数	
２　経費削減・抑制					
（1）施設管理の強化					
・維持管理費のコスト削減	・支出管理などによる経費削減	・費用の節減	・費用管理機能の強化	・費用の節減	
経費比率/対医業収益	経費比率/対医業収益	・経費比率/対医業収益			
（2）医療機器の適正な管理					
・医療機器の計画的な整備	・必要性や採算性の検討・検証				・効率的な更新の実施
・資金計画に含む	・資金計画に含む	・資金計画に含む	・資金計画に含む	・資金計画に含む	・資金計画に含む
（3）材料費の抑制					
・医薬品・診療材料の在庫管理の適正化		・材料費の削減		・後発医薬品の採用 ・材料費の削減	・材料費の削減
・材料費比率	・材料費比率	・材料費比率 ・医薬品比率	・材料費比率 ・後発医薬品指数	・材料費比率 ・後発医薬品指数	・材料費比率 ・後発医薬品指数
（4）人件費の適正化					
・病院の規模に適合した人事管理		・適正な人件費の執行管理		・適正な人件費の執行管理	・人件費の削減
・給与費比率/対医業収益	・給与費比率/対医業収益	・給与費比率/対医業収益	・給与費比率/対医業収益	・給与費比率/対医業収益	・給与費比率/対医業収益
（5）効率的な予算執行					
・期間内における年度間の予算執行の弾力化				・予算執行の弾力化	
（6）契約方法の見直し					
・契約手法の見直し（複数年契約・契約の集約）	・購買・契約制度の改変		・契約の見直し	・契約の見直し ・委託費用の節減	・調達方法の見直し
			・経費比率/対医業収益	・経費比率/対医業収益	・委託費比率
３　経営基盤の強化					
（1）中期目標期間の経営					
・経営改革の推進	・経常収支の改善	・経営機能の強化	・効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善	・安定的な医療の提供と黒字化	・経常収支・医療収支の100%以上の達成
・経常収支比率 ・医業収支比率	・医業収益 ・経常収支比率 ・医業収支比率 ・入院収益 ・外来収益	・累積経常利益 ・経常収支比率 ・医業収支比率	・経常収支比率 ・医業収支比率	・経常収支比率 ・医業収支比率	・経常収支比率 ・医業収支比率

たつの市民病院機構 中期計画	地方独立行政法人 明石市立市民病院 第2期中期計画	地方独立行政法人 加古川市民病院機構 第2期中期計画	地方独立行政法人 公立甲賀病院中期計画	地方独立行政法人 東大阪医療センター 中期計画	地方独立行政法人 市立大津市民病院機構 中期計画
（2）運営費負担金					
・運営費負担金の適正な算定	・経営基盤の確立と市独自負担分の段階的削減				・抑制策の検討
・資金計画に含む	・資金計画に含む	・資金計画に含む	・資金計画に含む	・資金計画に含む	・運営費負担金

設立団体が定める規則（案）の骨子

条文・見出し	概要
第１条 （趣旨）	この規則では、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めます。
第２条 （監査報告の作成）	法第１３条第４項に規定する「監査報告」に記載すべき事項を定めます。
第３条 （監事の調査の対象となる書類）	法第１３条第６項第２号に規定する「規則で定める書類」を定めます。
第４条 （業務方法書の記載事項）	法第２２条第２項に規定する「業務方法書」に記載すべき事項を定めます。
第５条 （中期計画の認可の申請）	法人が市長へ中期計画（当初、変更）を申請する際の手続き方法を定めます。
第６条 （中期計画の記載事項）	法第２６条第２項第７号に規定する中期計画の「業務運営に関する事項」に記載すべき事項を定めます。
第７条 （年度計画の記載事項等）	法第２７条第１項に規定する「年度計画」に記載すべき事項を定めます。
第８条 （各事業年度に係る業務の実績等に係る報告書）	法第２８条第２項に規定する「各事業年度に係る業務実績報告書」に記載すべき事項を定めます。 また、当該報告書の公表方法について定めます。
第９条 （会計処理）	固定資産のうち、独立採算の原則に沿わない事業等に係る会計処理を定めます。
第１０条 （財務諸表）	法第３４条第１項に規定する財務諸表に係る「規則で定める書類」を定めます。
第１１条 （事業報告書の作成）	法第３４条第２項に規定する「事業報告書」に記載すべき事項を定めます。
第１２条 （財務諸表等の閲覧期間）	法第３４条第３項に規定する「規則で定める財務諸表の閲覧期間」を定めます。
第１３条 （剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続）	法人が法第４０条第３項に規定する剰余金の処分承認を受けようとするときの手続きを定めます。

条文・見出し	概要
第１４条 （積立金の処分に係る承認の手続）	法第４０条第６項の規定により、法人が、中期目標の最終事業年度に積立金がある場合において、積立金の全部又は一部を法第４０条第４項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときの手続きを定めます。
第１５条 （納付金の納付の手続）	法第４０条第６項の規定により、法人が、法第４０条第５項の規定により、中期目標最終事業年度に積立金の残余額を納付金として納付するときの手続きを定めます。
第１６条 （短期借入金の認可の申請）	法人が、法第４１条第１項ただし書の規定により、短期借入金に係る認可を受けようとするとき又は同条第２項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときの手続きを定めます。
第１７条 （重要な財産の処分等の認可の申請）	法人が、法第４４条第１項の規定により重要な財産の処分に際し、認可を受けようとするときの手続きを定めます。
第１８条 （内部組織）	法第５６条の２第１号に規定する離職前５年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものについて定めます。
第１９条 （管理又は監督の地位）	法第５６条の２第２号に規定する法人の役員又は管理若しくは監督の地位として規則で定めるものについて定めます。
附則	施行日は、法人設立日とします。

設立団体が定める規則（案）

【たつの市地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則（案）】

（趣旨）

第１条　この規則は、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査報告の作成）

第２条　法第１３条第４項に規定する監査報告（以下「監査報告」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　監事の監査の方法及びその内容

（２）　法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第２５条第１項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

（３）　法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

（４）　法人の役員の職務の遂行に関し、不正な行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

（５）　監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

（６）　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第３条　法第１３条第６項第２号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

第４条　法第２２条第２項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　法人の定款に規定する業務に関する事項

（２）　業務を委託する場合の基準

（３）　契約に関する基本的な事項

（４）　前３号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第５条　法人は、法第２６条第１項前段の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の６０日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

２　法人は、法第２６条第１項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第６条　法第２６条第２項第７号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　施設及び設備に関する計画

（２）　中期目標の期間を超える債務負担

（３）　法第４０条第４項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

（４）　前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

（年度計画の記載事項等）

第７条　法第２７条第１項に規定する事業年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

２　法人は、年度計画を変更したときは、法第２７条第１項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に係る報告書）

第８条　法第２８条第２項に規定する報告書（以下「報告書」という。）には、当該報告書が別表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

２　法人は、報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該報告書を法人のホームページへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

（会計処理）

第９条　市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

２　前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第１０条　法第３４条第１項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成１６年総務省告示第２２１号）に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（事業報告書の作成）

第１１条　法第３４条第２項に規定する事業報告書（以下この条において「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　次のアからオまでに掲げる法人に関する基礎的な情報
ア　設置目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要
イ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
ウ　資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
エ　役員の氏名、役職、任期、所掌事務及び経歴
オ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢
（２）　財務諸表の要約
（３）　次のアからエまでに掲げる財務情報
ア　経営収益、経常費用、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローその他の主要な財務データ及び行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析その他財務諸表に記載された事項に係る説明
イ　重要な施設等の整備等の状況
ウ　予算及び決算の概要
エ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
３　事業報告書には、年度計画に記載された予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第１２条　法第３４条第３項の規則で定める期間は、５年とする。

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続）

第１３条　法人は、法第４０条第３項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
（１）　承認を受けようとする金額
（２）　前号の金額を充てようとする剰余金の使途
２　前項の申請書には、法第４０条第１項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第１４条　法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第４０条第１項又は第２項の規定による整理を行った後、同条第１項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第４項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の６月３０日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。
（１）　承認を受けようとする金額
（２）　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

２　前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第１５条　法人は、法第４０条第５項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の６月３０日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第１項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第２項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

２　納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の市長が定める日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第１６条　法人は、法第４１条第１項ただし書の規定により短期借入金に係る認可を受けようとするとき又は同条第２項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　借入れ又は借換えを必要とする理由

（２）　借入金の額

（３）　借入先

（４）　借入金の利率

（５）　借入金の償還の方法及び期限

（６）　利息の支払の方法及び期限

（７）　その他市長が必要と認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第１７条　法人は、法第４４条第１項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）

（２）　処分等の条件

（３）　処分等の方法

（４）　処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

（内部組織）

第１８条　法第５６条の２第１号に規定する離職前５年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、理事長の直近下位の内部組織であって現に存するもの（次項において「現内部組織」という。）のうち、再就職者（離職後２年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前５年間に在職していたものとする。

２　理事長の直近下位の内部組織であって、直近７年間に存し、又は存していたもの（平成３０年４月１日以降のものに限る。）のうち、再就職者が離職前５年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前５年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第１９条　法第５６条の２第２号に規定する法人の役員又は管理若しくは監督の地位として規則で定めるものは、たつの市職員の退職管理に関する規則（平成２８年規則第１１号）第４条に規定する職に相当するものとして市長が定めるものとする。

附則

（施行期日等）

１　この規則は、法人成立の日から施行する。

２　法人の成立後最初の中期計画に係る第５条第１項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の６０日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

附則（令和２年３月　日規則第　　号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	（１）　当該事業年度における業務の実績（当該事業年度に係る年度計画に定めた項目が、法第２５条第２項第２号に掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからエまでに掲げる事項、同項第３号から第５号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの） ア　中期計画及び年度計画の実施状況

		イ　当該事業年度における業務運営の状況 ウ　当該項目に係る指標がある場合にあっては、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 エ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 （２）　当該事業年度における業務の実績について自ら評価を行った結果（当該事業年度に係る年度計画に定めた項目が法第２５条第２項第２号から第５号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、前号に掲げる業務の実績について自ら評価を行った結果であって、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの） ア　評定及び当該評定を付した理由 イ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ウ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中期計画に定めた項目	（１）　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（中期計画に定めた項目が、法第２５条第２項第２号に掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからエまでに掲げる事項、同項第３号から第５号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの）

		ア　中期目標及び中期計画の実施状況 イ　当該期間における業務運営の状況 ウ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 エ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 （２）　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行った結果（中期計画に定めた項目が法第２５条第２項第２号から第５号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、前号に掲げる業務の実績について自ら評価を行った結果であって、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの） ア　評定及び当該評定を付した理由 イ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ウ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中期計画に定めた項目	（１）　中期目標の期間における業務の実績（中期計画に定めた項目が、法第２５条第２項第２号に掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからエまでに掲げる事項、同項第３号から第５号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの）

		ア　中期目標及び中期計画の実施状況 イ　当該期間における業務運営の状況 ウ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 エ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 （２）　中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行った結果（中期計画に定めた項目が法第２５条第２項第２号から第５号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、前号に掲げる業務の実績について自ら評価を行った結果であって、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの） ア　評定及び当該評定を付した理由 イ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ウ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

今後のスケジュール(地方独立行政法人設立まで)

区分	内容	2019年												2020年							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
目標、計画策定等	中期目標		中期目標（案）							議決後、公表							・議決（専決）後、認可 ・公表（独立行政法人）				
	中期計画								中期計画（案）												
	年度計画								年度計画（案）								・受理 ・公表（独立行政法人）				
	役員報酬基準 等												役員報酬支給基準（案）			等	・受理後、評価委員会へ通知 ・公表（独立行政法人）　等				
評価委員会の開催							1回目	2回目			3回目		4回目		5回目						

令和２年４月１日
（地方独立行政法人設立）